

議案第92号

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同号イ中「される者」を「されるもの」に改め、同号エ中「判定された者」を「判定されたもの」に改め、同号に次のように加える。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当するもの（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

平成30年12月3日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
92号	1

提案理由（議案第92号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、県の補助事業で実施している医療福祉費支給制度（マル福）において、平成31年4月診療分より重度心身障がい者の助成対象を拡大する制度改正に伴い、守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
92号	2

守谷市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

改正	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 重度障がい者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳 (以下「手帳」という。) の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号 (以下「省令別表」という。) の1級又は2級に該当するもの (65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>イ 手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が省令別表の3級に該当し、かつ障がい名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいとされるもの (65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 重度障がい者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳 (以下「手帳」という。) の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号 (以下「省令別表」という。) の1級又は2級に<u>該当する者</u> (65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>イ 手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が省令別表の3級に該当し、かつ障がい名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいとされる者 (65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号</p>

議案	92号
頁数	3

※ 参考資料

の規定による認定を受けたものに限る。)

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

エ 手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定されたもの(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金受給権者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

の規定による認定を受けたものに限る。)

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

エ 手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金受給権者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

92号	議案
4	頁数

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当するもの（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

（新設）

議案	92号
頁数	5